

開発行為・土地利用等に関する関係法令等一覧（修正版）

令和6年5月1日現在

庁舎	法令等の名称	届出等	規制の内容等	手続き窓口			
				届出書等提出先	市担当課・係名 (電話番号)	県担当課・係名	
烏山庁舎	那須烏山市土地利用適正化条例	一定規模以上の開発事業等に関する事前協議	・都市計画区域内3,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上の開発事業但し、太陽光発電施設については、地区に係わらず1,000㎡以上	市:総合政策課 秘書政策グループ	総合政策課 秘書政策グループ (0287-83-1112)		
	国土利用計画法	大規模土地取引に関する事後届出	都市計画区域内5,000㎡以上、都市計画区域外10,000㎡以上				
	栃木県土地利用に関する事前指導要綱	大規模開発事業に関する事前協議	原則5ha以上の開発行為 ※農地、自然公園区域内及び規制区域、監視区域、注視区域内は2ha以上	市:総合政策課 秘書政策グループ			地域振興課 土地利用調整班
	栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱	揚水施設の設置に関する届出	吐出口の断面積が45平方センチメートルを超える揚水機を設置する場合	市を経由して県に提出		環境保全課 水環境担当	
	建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省制定)	JR鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合の事前協議	事業者は鉄道敷地内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を実施する場合、工事中における軌道の保全方法について、鉄道経営者(JR東日本株式会社)と協議しなければならない。	JR東日本大宮支社		JR東日本大宮支社	
	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新増設等の届出	店舗面積1,000㎡超の大型店に係る新設や変更	県:経営支援課 商業活性化担当		経営支援課 商業活性化担当	
	採石法 砂利採取法	岩石及び砂利採取事業に係る事業の認可	岩石及び砂利採取事業の実施又は内容を変更する場合	市:商工観光課 商工振興グループ 市を経由して県に提出	商工観光課 商工振興グループ (0287-83-1115)	工業振興課 鉱政担当	
	工場立地法	特定工場の設置・変更の届出	敷地面積9,000㎡以上、建築面積3,000㎡以上の製造業等に係る工場の設置、設置後の変更	市:商工観光課 商工振興グループ		産業政策課 企業立地班	
	栃木県立自然公園条例	行為許可・行為届出	・特別地域内における県条例第19条第3項に規定する各号に該当する行為を行う場合に許可が必要 ・普通地域内における県条例第21条第1項に規定する各号に該当する行為を行う場合に届出が必要	市:商工観光課 観光振興グループ	商工観光課 観光振興グループ (0287-83-1115)	自然環境課	
	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	特定事業に係る事業の許可	土砂等の埋立て等に供する区域以外から採取された土砂等の埋立て等を行う事業であって、区域の面積が3,000㎡以上となるもの	県:県北環境森林事務所 環境対策課		県北環境森林事務所 環境対策課	
	那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	小規模特定事業に係る事業の許可	上記の事業であって、区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満であるもの。500㎡未満であっても安全基準に適合しない土砂等を搬入した場合、罰則の対象	市:まちづくり課 環境グループ			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設の設置の許可 一般廃棄物処理業務の許可	廃棄物処理施設の設置の許可 収集・運搬・処分業の許可	県:県北環境森林事務所 環境対策課 市:まちづくり課 環境グループ	まちづくり課 環境グループ (0287-83-1120)	県北環境森林事務所 環境対策課	
栃木県廃棄物処理に関する指導要綱	廃棄物処理施設の設置に係る事前協議	指導要綱に定める施設の設置に関する市町村長からの意見聴取、説明会の開催等	県:県北環境森林事務所 環境対策課		県北環境森林事務所 環境対策課		
栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針	太陽光発電施設設置に係る事業概要書	出力50kw以上の太陽光発電施設を設置・運営する事業者(建築物へ設置する場合を除く)。への指導・助言。	市:まちづくり課 環境グループ		気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当		
水道庁舎	下水道法(第11条の2)	・特定施設設置届出 ・水質基準対象施設設置届	特定施設又は水質基準対象施設の種類、構造、使用の方法、汚水処理の方法、下水の量及び水質等の届出を受け、下水道に排除される下水の水質が排除基準に適合するか否かを審査する。	市:上下水道課 下水道グループ	上下水道課 下水道グループ (0287-84-0411)	上下水道課下水道担当 計画管理チーム	
	浄化槽法(第5条)	・浄化槽設置届出	浄化槽設置届の要件を満たしているかを審査し、要件を満たしていると認めるときは受理する。			環境保全課 水環境担当	
	那須烏山市水道事業給水条例	開発給水協議書による事前協議	給水区域内における給水方法等の協議	市:上下水道課 工務グループ	上下水道課 工務グループ (0287-84-0411)		
	水道法	専用水道の給水開始届出、布設工事の確認等	専用水道の開始届、布設工事の確認、立入検査等				

庁舎	法令等の名称	届出等	規制の内容等	手続き窓口		
				届出書等提出先	市担当課・係名 (電話番号)	県担当課・係名
南 那 須 庁 舎	森林法	伐採及び伐採後の 造林の届出 林地開発許可	保安林などを除く民有林の伐採及び林地転用 行為を行う場合には、伐採を始める90日から3 0日前までに市長あてに伐採及び伐採後の造 林の届出を提出。 林地転用面積が1ha(太陽光発電は0.5ha)を 超える場合には、市長あてに林地開発許可申 請が必要。(この場合、伐採届出書は不要)	市:農政課 農林整備グループ	農政課 農林整備グループ (0287-88-7117)	* 森林審議会の事務局 は森林整備課 森林保全 担当
	自然環境の保全及 び緑化に関する条 例	行為許可・行為届出 自然環境保全協定の 締結	・県自然環境保全地域の特別地区の場合は、 行為の許可等の申請、普通地区の場合は行為 の届出が必要 ・県自然環境保全地域の各地区における行為 許可等、届出行為に係る違反者への中止命令 等 5ha以上の開発行為において、自然環境保全の ために必要がある場合	市:農政課 農林整備グループ	農政課 農林整備グループ (0287-88-7117)	自然環境課
	農業振興地域の整 備に関する法律	農用地利用計画の 変更	農振農用地区域内の農用地等を農用地等以外 のものにする場合 ※事前協議終了に申請することが可能。但 し、他の個別法との調整がとれていることが必 要。	市:農政課 農業振興グループ	農政課 農業振興グループ (0287-88-7117)	農政課 農地調整班
	農地法	農地転用許可	農地を農地以外のものにする場合	市:農政課 農業委員会	農政課 農業委員会 (0287-88-7117)	
	農地改良届事務取 扱規程	農地改良届	農地の形質変更(盛土又は掘削等)を行う場合 ※3,000㎡未満の時に該当する場合あり	市:農政課 農業委員会	農政課 農業委員会 (0287-88-7117)	
	道路法	道路工事施行承認 道路占用許可	市で管理しているものについて	市:都市建設課 管理グループ	都市建設課 管理グループ (0287-88-7118)	鳥 山 土 木 事 務 所 保 全 部
		道路工事施行承認 道路占用許可	県で管理しているものについて	県:鳥山土木事務所 保全部		
	河川法	河川敷地占用許可 工作物設置許可	県で管理しているものについて	国:常陸河川国道事務所 那珂川上流出張所		常陸河川国道事務所 那珂川上流出張所
		河川敷地占用許可 工作物設置許可	国で管理しているものについて	国:宇都宮財務事務所		宇都宮財務事務所
	国有財産法	建設省所管法定外 公共物の取り扱い	境界確認、用途廃止、使用許可、相互帰属等	国:宇都宮財務事務所		宇都宮財務事務所
	那須鳥山市法定外 公共物管理及び使 用料条例	市所管法定外公共 物の取り扱い	境界確認、用途廃止、使用許可、相互帰属等	市:都市建設課 管理グループ	都市建設課 管理グループ (0287-88-7118)	
	砂防法	砂防指定地区内	行為の許可	県:鳥山土木事務所 保全部		鳥 山 土 木 事 務 所 保 全 部
	急傾斜の崩壊によ る災害の防止に関 する法律	急傾斜地崩壊危険 区域内	行為の許可			
	地すべり防止法	地すべり防止区域内	行為の許可			
	都市計画法(29条)	一定規模以上の事 業に関する許可	・都市計画区域内3,000㎡以上、市計画区域外 10,000㎡以上の開発事業 ・都市計画法(29条第1項)に、適用除外規定 有り	市:都市建設課 都市計画グループ	都 市 建 設 課 都 市 計 画 グ ル ー プ (0287-88-7118)	都市計画課 開発指導担当
	都市計画法(32条)	公共施設の管理者 の同意等	・都市計画法(29条)に基づく開発許可を申請を しようとする者の、公共施設の管理者との協議	各公共施設管理者		宇都宮土木事務所 建築指導担当
	都市計画法(53条) 市都市計画法第53 条の建築許可に関 する事務取扱規則	都市計画道路の区 域を建築物の敷地と して利用する場合の 許可	・都市計画決定されている道路(街路)予定地へ の建築物の建築制限 ・都市計画法(54条)に許可の基準有り			宇都宮土木事務所 管理部保全管理課
	栃木県景観条例	栃木県景観条例に 基づく大規模行為届 出	建築物 (商業地域) 高さ31m超又は建築面積2,000㎡超 (他の用途地域) 高さ20m超又は建築面積1,500㎡超 (それ以外の地域) 高さ13m超又は建築面積1,000㎡超 工作物 (擁壁等) 高さ5m超 (電波塔・広告塔) 高さ15m超 (送電鉄塔) 高さ20m超 開発行為 面積5ha 上記の基準を満たす建築物・工作物・開発行為	市:都市建設課 都市計画グループ (0287-88-7118)		宇都宮土木事務所 管理部保全管理課
	栃木県屋外広告物 条例	屋外広告物許可申 請	許可地域ごとによる規制			都市計画課 景観づくり担当
	駐車場法	協議書届出	自動車の駐車のために供する部分の面積が500 ㎡以上の屋外駐車場の構造及び設備について は、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基 準の適合義務が生じる			都市計画課 計画担当
公有地の拡大の推 進に関する法律	土地売買等届出書	都市計画施設の区域内 200㎡以上 (用途地域内であれば 150㎡以上) その他都市計画区域内 10,000㎡以上		都市計画課 景観づくり担当		
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地 内における土木工事 に関する届出	事業実施60日前までに届出、県から現状保 存、発掘調査、立会い調査、慎重工事等の通知 有り	市:生涯学習課 文化財グループ 市を経由して県に提出	生涯学習課 文化財グループ (0287-88-6223)		文化振興課 埋蔵文化財担当